

25/5/20 大村知事会見

名古屋市民オンブズマンによる半自動文字起こしアプリによる文字起こし

中日：中日新聞の確認です。

令和6年度の愛知県の包括外部監査の結果報告書でちょっと2点質問なんですけれども、県の政策顧問と愛知国際展示場、愛知県新体育館などの事業について取り上げられておりました、報告書に政策顧問は一私人知り得ない県の情報を入手し、知事に助言または提言を行うという要綱の規定にも関わらず、県の担当職員に直接助言し指示を与え、県はこれを意思決定の参考として取り入れたということが記載されているんですけど、この記載は事実なんですか。

大村知事：ご質問にまずお答えしたいと思います。

これにつきましては4月25日この令和6年度包括外部監査の報告書とともに、私ども愛知県の見解というものを outsourcing させていただいております。そこにお示しをしている通りでございますが、この点にも記述がありますけれども、私どもはこの政策顧問が県政への助言提言を行うため、県の情報の提供を受けることや知事だけでなく知事の命令を受けて職務に従事する県職員に直接助言をするということは顧問の活動上あらかじめ想定されていることだと考えております。政策顧問はあくまで要綱に規定する県政の助言提言を行うのみであり、県職員に指示を与えることはありません。

また政策顧問からの助言提言を県の意思決定の参考とすることは政策顧問を活用する目的そのものであり、その助言提言を県の事業政策に反映させるかどうかは、県で判断をしているということでございます。

中日：ありがとうございます。

あと1点ですけれど、報告書に政策顧問を委嘱するなら県の情報の漏えいや自己使用しないこと。これらに対して損害賠償請求や解任解除することができる契約を締結した上で、知事への助言などを要綱に沿った活動に限定するように改善する必要があるというふうな指摘なんですけれども、これに対する受け止めとこういった指摘を受けて何らかの改善をするという予定があるかということをお伺いします。

知事：はい、この点につきましても、先ほど申し上げましたこの愛知県の見解という文書に outsourcing させていただいておりますが、政策顧問に対しましては事前に設置要綱を提示をして説明をした上で、その意向を確認し就任を委嘱しております。

そのため契約は口頭でも成立するという民法の大原則ですね、民法第 522 条第 643 条に基づいて委任契約は成立をしておりますので、政策顧問は準委任契約に基づく善管注意義務、民法 644 条と 156 条でございますが、善管注意義務を負っております。

従って現時点におきましても県の情報の漏えいおよび顧問による情報の自己使用を防止するための政策顧問の守秘義務、守秘義務、これは準委任契約に基づく善管注意義務ですが、この守秘義務は成立しております。

政策顧問が善管注意義務に違反すれば民法第 415 条に基づいて民事上の損害賠償責任などが発生をいたします

よって、この監査結果報告書の記述は現状でも民法に基づく準委任契約が成立しており、政策顧問が善管注意義務を負っているという事実、また政策顧問の活動内容が要綱で予定されている活動に即したものであるという事実をこれは無視をしたものでありまして誠に遺憾であります。

このことはずっとこの外部監査のをやられた方には私ども事務局の方から申し上げてまいりました。この論建では県の顧問弁護士さんに相談をして法務相談をした上で作っておりますので、ということでございます。そうしたものをお示しておりますがそうした事実関係をなんて言いますかね、ねぐってこういうふうに書かれてるってのは極めて遺憾でございます。なので正しくないということをお願いしたいと思います。

なお政策顧問自身も守秘義務を負っていると認識をしております、これまで政策顧問による情報漏えいなどの問題が発生した事例はありません。業務上知り得た情報の秘匿など情報管理は適切に行われております。ということで現状でも問題はありませんので、報告書で指摘された文書による契約書の締結は考えておりません。

中日：ありがとうございます。

大村知事：さっきの包括外部監査の話総括的に申し上げますとね、私どもとしてはですね今回は外部監査の中で取り上げられている PFI の事業をですね国際展示場、ステーション AI、アリーナ全てリーガルチェックを PFI という形でやりましたから、なんていいますか通常の公共事業で役所がやる設計を役所がやって、国の補助を受けながらやって、できた設計をまた入札かけてなんてやっていくようなやり方とはちょっと違いますので、そういう意味では国のガイドラインを含めたもので、ただガイドライン全部ガチガチに決まってるわけじゃないので、やっぱり一つひとつ私どもが要求水準作ったり全部公募入札をかけるにあたって、いろんな手順を踏んできておりますから、全て法務相談をして

リーガルチェックをしてやってきております。

なのでそうしたことはこの外部監査の方にはずっと丁寧に説明をさせていただきましたけれども、残念ながら事実を申し上げても事実をそのように受け取っていただけない記述でありますとか、また監査人独自の見解の記述でありますとか、そうしたことが多々見受けられるので大変残念だなというふうに思っております。

我々今回の愛知県の見解も県の顧問弁護士さんへの法務相談全て行って作っております。それから事業についても全て法務相談を行いリーガルチェックをやってやっておりますので、そういった形で何か私どもの県の事業がいかにも何か違ってんじゃないかと、法令違反などしてるんじゃないかというような形で受け止められるような記述をされたというのは大変残念だというふうに思っております。引き続きそのことは事実として申し上げていきたいというふうに思っております。